

# ○地方税共同機構組織規程

平成 31 年 4 月 1 日 地稅機規程第 6 号  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、地方税共同機構（以下「機構」という。）の定款に規定するものを除き、機構の組織及び職制について定めることを目的とする。

## (組織)

第 2 条 機構に、事務局を置く。

2 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) システム部
- (4) 情報セキュリティ部

## (事務局長)

第 3 条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、理事長及び理事の命を受けて、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

## (事務局次長)

第 4 条 事務局に事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (部長)

第 5 条 部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受けて、部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

## (部次長、課長、課長補佐、主査、主任主事、主事)

第 6 条 部に、部次長、課長、課長補佐、主査、主任主事又は主事を置くことができる。

2 部次長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受けて、担当業務の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、上司の命を受けて、担当業務を処理する。

5 主査、主任主事及び主事並びにその他の職員は、上司の命を受けて、命じられた業務を処理する。

## (その他所要の職員)

第 7 条 第 3 条から前条までに定めるほか、必要に応じ、理事長が定めるその他の職員を置くことができる。

2 第 3 条から前条までの規定により置いた職員のうち、理事長が指定する職員については、別称を使用することができる。

## (総務部の分掌事項)

第 8 条 総務部においては、次の業務を行う。

- (1) 機構の庶務及び人事に関すること
- (2) 機構の業務の総合調整に関すること
- (3) 公印の保管、諸規程及び文書に関すること
- (4) 予算及び決算等経理に関すること

- (5) 調達及び契約に関すること
- (6) 他の部の所掌に属さない業務に関すること

#### (企画部の分掌事項)

第9条 企画部においては、次の業務を行う。

- (1) 機構の運営の基本的事項に関する企画に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 代表者会議、運営審議会、実務者会議等及び関係行政機関、諸団体等の連絡調整に関すること
- (4) 地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修に関すること
- (5) 地方税に関する調査研究に関すること
- (6) 広報その他の啓発活動に関すること
- (7) 地方団体に対する情報の提供その他の支援に関すること
- (8) 研修・調査研究等検討部会及び軽油引取税部会に関すること

#### (システム部の分掌事項)

第10条 システム部においては、次の業務を行う。

- (1) 地方税の電子申告・電子納税等に係るシステムの開発・運営に関すること
- (2) 個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る経由機関業務のシステムの開発・運営に関すること
- (3) 所得税確定申告書等のデータ連携システムに係る開発・運営に関すること
- (4) 登録車及び軽自動車に係るOSS共同利用化システム及び地方税納付確認システムの開発・運営に関すること
- (5) その他地方税に関するシステム等の開発・運営に関すること
- (6) eLTAX 検討部会及び車体課税検討部会に関すること

#### (情報セキュリティ部の分掌事項)

第11条 情報セキュリティ部においては、次の業務を行う。

- (1) 法令等に基づく情報セキュリティ対策に関する地方団体との連絡調整に関すること
- (2) 法令等に基づく情報セキュリティ対策に関する教育及び研修に関する技術的な協力に関すること
- (3) 機構における個人情報保護及び情報セキュリティ対策に関すること
- (4) 機構における情報システム監査に関すること
- (5) 情報セキュリティ対策に関する諸規程の制定改廃に関すること
- (6) 機構処理税務情報保護委員会に関すること
- (7) 機構 CSIRT に関すること

#### (グループ制)

第12条 部において所掌する事務を効率的に処理するため必要があるときは、グループを置くことができる。

2 前項の規定により部に置くグループの数及び名称は、別に定める。

3 グループは、事務を一体的に処理することにより効率性の向上を図る観点から、適切な規模の職員数で構成するものとする。

#### (グループリーダー等)

第13条 グループには、リーダー及びサブリーダーを置くことができる。

2 リーダーは、部が所掌する事務を処理するほか、当該グループの事務を整理し、その進行管理を行う。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故のあるときはその職務を代理す

る。

**(実施規定)**

第 14 条 本規程の実施に必要な事項があるときは、別に理事長が定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程が施行される日において現に機構事務局に所属する職員の第 3 条から第 7 条までに掲げる職制への配置については、当該職員の施行日現在の職務の級（施行日当日に昇給又は昇格する場合は、昇給又は昇格した後の職務の級。）を地方税共同機構職員給与規程で定める標準職務表に当てはめることにより行う。ただし、地方公共団体及び民間企業等から派遣されて機構事務局に所属する職員については、派遣元団体等での職位、職務並びに職務の級及び号給等を考慮し、派遣元団体等との協議の上で配置する。

**附 則（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 4 月 1 日一部改正）**

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。